

京都市告示第136号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第36条の規定により令和5年2月28日付けで確認を辞退した特定教育・保育施設について、法第41条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和5年5月18日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	特定教育・保育 施設の種類
宗教法人 天理教姫京分教会 代表役員 松尾 一宏	唐橋保育園	南区唐橋琵琶町34-5	保育所

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)